

掲示事項（介護予防）訪問看護

運営規程の概要

フリガナ	ホウモンカンゴオハギ							サービスの種類	(介護予防)訪問看護					
事業所名	訪問看護おはぎ							事業所番号	1560990028					
所在地	〒959-1325							フリガナ	タカヤマ サイコ					
	加茂市神明町2丁目7番2号							管理者	高山 才子					
連絡先	電話番号	0256-64-8411						FAX番号	0256-64-8412					
営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝	その他年間の休日	年末年始 (12月31日～1月3日)				
	休	○	○	○	○	○	休	○						
営業時間	平日	8:30～17:30						備考	サービスの提供は、利用者の希望に応じて365日24時間対応する。					
	土曜日	休												
	日曜・祝日	日曜休・祝日8:30～17:30												
利用料	法定代理受領分				厚生労働大臣が定める告示上の基準額の利用者負担分(別掲)									
	法定代理受領分以外				厚生労働大臣が定める告示上の基準額(別掲)									
その他の費用	別紙のとおり(「利用料金表」を併せて掲示する)													
通常の事業の実施地域	加茂市、田上町、三条市													
	備考													

従業者の勤務体制

職種	員数	
	常勤	非常勤
保健師	1	
看護師	6	1
准看護師		
理学療法士	2	
作業療法士		
言語聴覚士		

秘密の保持

- 当事業所の従業者は、その業務上知り得た利用者及び家族の秘密については、正当な理由がない限り、決して漏らしません。
- 当事業者は、従業員が当事業所の従業員でなくなった後においても、当事業者の責任において、当該従業員が業務上知り得た利用者及びその家族の秘密の保持を行います。
- 当事業者は、サービス担当者会議等において利用者の個人情報を用いる場合は利用者の同意を、利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意を、あらかじめ文書により得ることとします。

事故発生時の対応

- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者の家族、市町村等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。
- 当事業所は、利用者に対する指定訪問看護等の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、速やかに損害賠償を行います。
- 当事業所は、事故が発生した際には、その原因を解明し、再発生を防ぐための対策を講じます。

緊急時における対応方法

サービスの提供中に容態の変化等があった場合は、運営規程に定められた緊急時の対応方法に基づき速やかに主治医への連絡を行う等必要な措置を講じます。

苦情処理の体制

……別紙のとおり

第三者評価実施の有無

第三者評価の実施状況	1	有り	実施日	令和 年 月 日		
			評価機関名称			
	結果の開示	1	あり	2	なし	
	②	無し				

利用者からの苦情を処理するために講ずる措置の概要

事業所又は施設の名称	訪問看護おはぎ
申請するサービスの種類	(介護予防)訪問看護

措置の概要

1 利用者からの相談又は苦情などに対応する常設の窓口(連絡先)及び担当者の設置状況

苦情処理の窓口を以下のとおり設置する。

- | | |
|----------|---|
| ① 窓口設置場所 | 住 所：新潟県加茂市神明町2丁目7番2号
事業所名：訪問看護おはぎ
電話番号：0256-64-8411 |
| ② 窓口開設時間 | 午前8時30分から午後5時30分 |
| ③ 対応者職氏名 | 役職名：管理者 氏名：高山 才子 |
| ④ その他 | 事業の休業日及び窓口開設時間外は、翌日早急に対応する。 |

2 円滑かつ迅速に苦情処理を行うための処理体制及び手順

(1) 相談及び苦情の対応

相談又は苦情電話があった場合は、原則として管理者が対応する。
管理者が対応できない場合は、他職員が対応し、その旨を管理者に速やかに報告する。

(2) 確認事項

相談対応者は以下の事項について確認を行う。

- ① 相談又は苦情のあった利用者の氏名
- ② 提供したサービスの種類、年月日及び時間
- ③ サービス提供した職員の氏名(利用者が分る場合)
- ④ 具体的な苦情・相談内容
- ⑤ その他参考となる事項

(3) 相談及び苦情処理回答期限の説明

相談及び苦情の相手に対し、対応した職員の氏名を名乗ると共に、相談・苦情内容に対する回答期限を説明する。

(4) 相談及び苦情処理

概ね以下の手順により、相談・苦情について処理する。

- ① 管理者を中心として相談・苦情処理のための会議を開催し、以下の内容を議論する。
 - ・サービスを提供した者からの概況説明
 - ・問題点の洗い出し、整理及び今後の改善についての検討
 - ・文書による回答案の検討
- ② 文書により回答を作成し、利用者に対し管理者が事情説明を直接行った上で、文書を渡す。
- ③ 利用者に渡した文書と同様の文書を居宅介護支援事業者にも渡し、苦情又は相談の状況について報告する。
- ④ 市町村や国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行ったことを報告する。
- ⑤ 事業実施マニュアルに改善点を追記し全職員に周知することで、再発の防止を図る。

3 その他参考事項

サービスの提供に当たり、利用マニュアルにおいて接遇などを徹底する他、適宜研修を実施し、より利用者の立場に立ったサービス提供を心がけるよう職員指導を行う。

苦情が出された場合は、誠意を持って対応するものとし、苦情まで至らないケースであっても、利用者から相談・要望を受けた場合は、事例検討の検討材料として今後のサービスの向上に努めることとする。また、利用者に満足いただけるようなサービスを提供できるよう、職員の健康管理にも十分配慮する。

訪問看護の利用料

【 別紙 】

《保健師・看護師》

	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分未満	3,140円	314円
20分以上30分未満	4,710円	471円
30分以上1時間未満	8,230円	823円
1時間以上1時間30分未満	11,280円	1,128円

《理学療法士、作業療法士、言語療法士》

	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分につき (1日3回以上の場合は90/100)	2,940円	294円

40分…5,880円 60分…7,950円(20分2,650円に減算)

- (注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。
- (注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。
- (注3) 准看護師が訪問した場合、基本単位×90/100となります。

【 減算 】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者 又は同一の建物に居住する利用者で一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 90%
	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者で 一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の 85%

【 加算 】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	訪問看護基本利用料の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	訪問看護基本利用料の50%	
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	4,020円	402円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の訪問看護を行った場合(1回につき)	2,010円	201円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,170円	317円
長時間訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の訪問看護を行った場合(1回につき)	3,000円	300円
特別地域訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	訪問看護基本利用料の15%	
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が100回以下の小規模事業所である場合	訪問看護基本利用料の10%	
中山間地域等に居住する者へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	訪問看護基本利用料の5%	
初回加算Ⅰ	新規の利用者へ退院日にサービス提供した場合(1月につき)	3,500円	350円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へサービスを提供した場合(1月につき)	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回 (特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(1月につき)	6,000円	600円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円
ターミナルケア加算	利用者の死亡日及び死亡日前14日以内に2日以上ターミナルケアを行った場合(当該月につき)	25,000円	2,500円
看護・介護職員連携強化加算	当該加算の支援を行った場合(1月に1回に限り)	2,500円	250円
看護体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	5,500円	550円
看護体制強化加算Ⅱ		2,000円	200円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	60円	6円
サービス提供体制強化加算Ⅱ	※訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合	30円	3円
口腔連携強化加算	歯科医療機関及び介護支援専門員に、情報提供した場合(1月につき)	500円	50円
専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,500円	250円

介護予防訪問看護の利用料

【 別紙 】

《保健師・看護師》

	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分未満	3,030円	303円
20分以上30分未満	4,510円	451円
30分以上1時間未満	7,940円	794円
1時間以上1時間30分未満	10,900円	1,090円

《理学療法士、作業療法士、言語療法士》

	基本利用料 ※(注1)参照	利用者負担金(自己負担額1割の場合) (=基本利用料の1割) ※(注2)参照
20分につき (1日に3回以上の場合は50/100)	2,840円	284円

40分…5,680円 60分…4,260円(20分1,420円に減算)

(注1) 上記の基本利用料は、厚生労働大臣が告示で定める金額であり、これが改定された場合は、これら基本利用料も自動的に改訂されます。なお、その場合は、事前に新しい基本利用料を書面でお知らせします。

(注2) 上記本文にも記載のとおり、介護保険給付の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は、超えた額の全額をご負担いただくこととなりますのでご注意ください。

(注3) 准看護師が訪問した場合、基本単位×90/100となります。

【 減算 】

以下の要件を満たす場合、下記の額を算定します。

減算の種類	減算の要件	減算額
事業所と同一建物に居住する利用者等へのサービス提供減算	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者又は同一の建物に居住する利用者で一月当たりの利用者が20人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の90%
	以下の利用者にサービスを行う場合 ・事業所と同一の敷地内又は隣接する敷地内の建物に居住する利用者で一月当たりの利用者が50人以上居住する建物の利用者	上記基本部分の85%

【 加算 】

以下の要件を満たす場合、上記の基本部分に以下の料金が加算されます。

加算の種類	加算の要件	加算額	
		基本利用料	利用者負担金 (自己負担1割の場合)
夜間・早朝、深夜加算	夜間(18時～22時)又は早朝(6時～8時)にサービス提供する場合	介護予防訪問看護基本利用料の25%	
	深夜(22時～翌朝6時)にサービス提供する場合	介護予防訪問看護基本利用料の50%	
複数名訪問加算Ⅰ	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	2,540円	254円
	同時に複数の看護師等が1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	4,020円	402円
複数名訪問加算Ⅱ	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分未満の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	2,010円	201円
	看護師等が看護補助者と同時に1人の利用者に対して30分以上の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	3,170円	317円
長時間介護予防 訪問看護加算	特別な管理を必要とする利用者に対して1時間30分以上の介護予防訪問看護を行った場合(1回につき)	3,000円	300円
特別地域介護予防訪問看護加算	当事業所が特別地域に所在する場合	介護予防訪問看護基本利用料の15%	
小規模事業所加算	当事業所が特別地域に所在せず、1月あたりの延べ訪問回数が5回以下の小規模事業所である場合	介護予防訪問看護基本利用料の10%	
中山間地域等に居住する者 へのサービス提供加算	中山間地域(=新潟県の場合は全域)において、通常の事業の実施地域以外に居住する利用者へサービス提供した場合	介護予防訪問看護基本利用料の5%	
初回加算Ⅰ	新規の利用者へ退院日にサービス提供した場合(1月につき)	3,500円	350円
初回加算Ⅱ	新規の利用者へサービス提供した場合(1月につき)	3,000円	300円
退院時共同指導加算	退院又は退所につき1回 (特別な管理を必要とする者の場合2回)に限り	6,000円	600円
緊急時訪問看護加算	利用者の同意を得て、利用者又はその家族等からの看護に関する相談に常時対応できる体制を整え、かつ、必要に応じて緊急時訪問を行う体制がある場合(1月につき)	6,000円	600円
特別管理加算Ⅰ	特別な管理を必要とする利用者に対し、サービスの実施に関する計画的な管理を行った場合(1月につき)	5,000円	500円
特別管理加算Ⅱ		2,500円	250円
看護体制強化加算	当該加算の体制を満たす場合(1月につき)	1,000円	100円
サービス提供体制強化加算Ⅰ	当該加算の体制・人材要件を満たす場合(1回につき)	60円	6円
サービス提供体制強化加算Ⅱ		※訪問看護ステーション・病院又は診療所の場合	30円
口腔連携強化加算	歯科医療機関及び介護支援専門員に情報提供した場合	500円	50円
専門管理加算	特定行為研修を修了した看護師が計画的な管理を行った場合(1月につき)	2,500円	250円